

大阪市告示第513号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和7年4月7日

大阪市長 横 山 英 幸

金融機関名	店 舗 名	所 在 地		変 更 年 月 日
大阪シティ 信用金庫	布施支店	変 更 前	〒577-0843 東大阪市荒川2丁目26番12号	令 和 7 年 4 月 14 日
		変 更 後	〒577-0841 東大阪市足代2丁目3番4号	
	東花園支店	変 更 前	〒578-0931 東大阪市花園東町2丁目2番15号	令 和 7 年 4 月 21 日
		変 更 後	〒578-0924 東大阪市吉田6丁目2番63号	

（会計室会計管理担当）